

平成 27 年度（2015）
地域密着型サービス事業者
【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
（再公募 要領）

甲府市
平成 27 年 11 月

I 公募の趣旨

甲府市では、「第6次甲府市介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する指定候補事業者を選定するものです。

II 公募する地域密着型サービスの種類と日常生活圏域

(1) 地域密着型サービスの種類

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

日常生活圏域	整備数	定員数
北圏域	1箇所	29人

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設（新設）することを条件とします。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

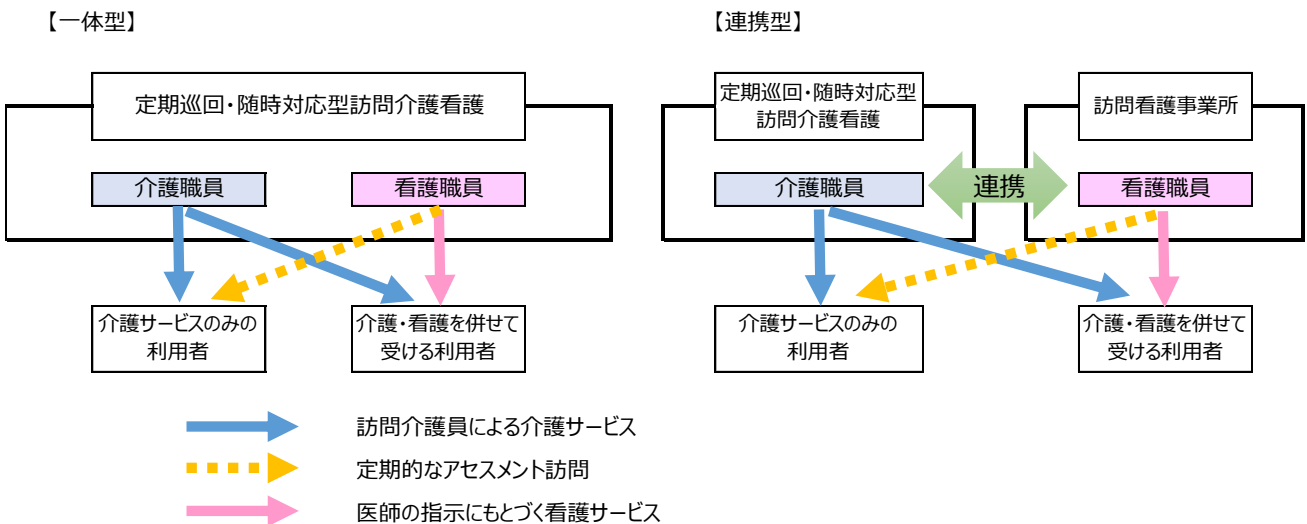
日常生活圏域	整備数	定員数
北圏域	1箇所	—

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、単独応募も可能とします。

また、その形態は、一体型・連携型のどちらでも応募可能です。（下記参照）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供は、日常生活圏域に限定されます。

★定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「一体型・連携型」とは…



連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携先の指定訪問看護事業所が行うこととなることから、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準は適用されません。

(2) 日常生活圏域

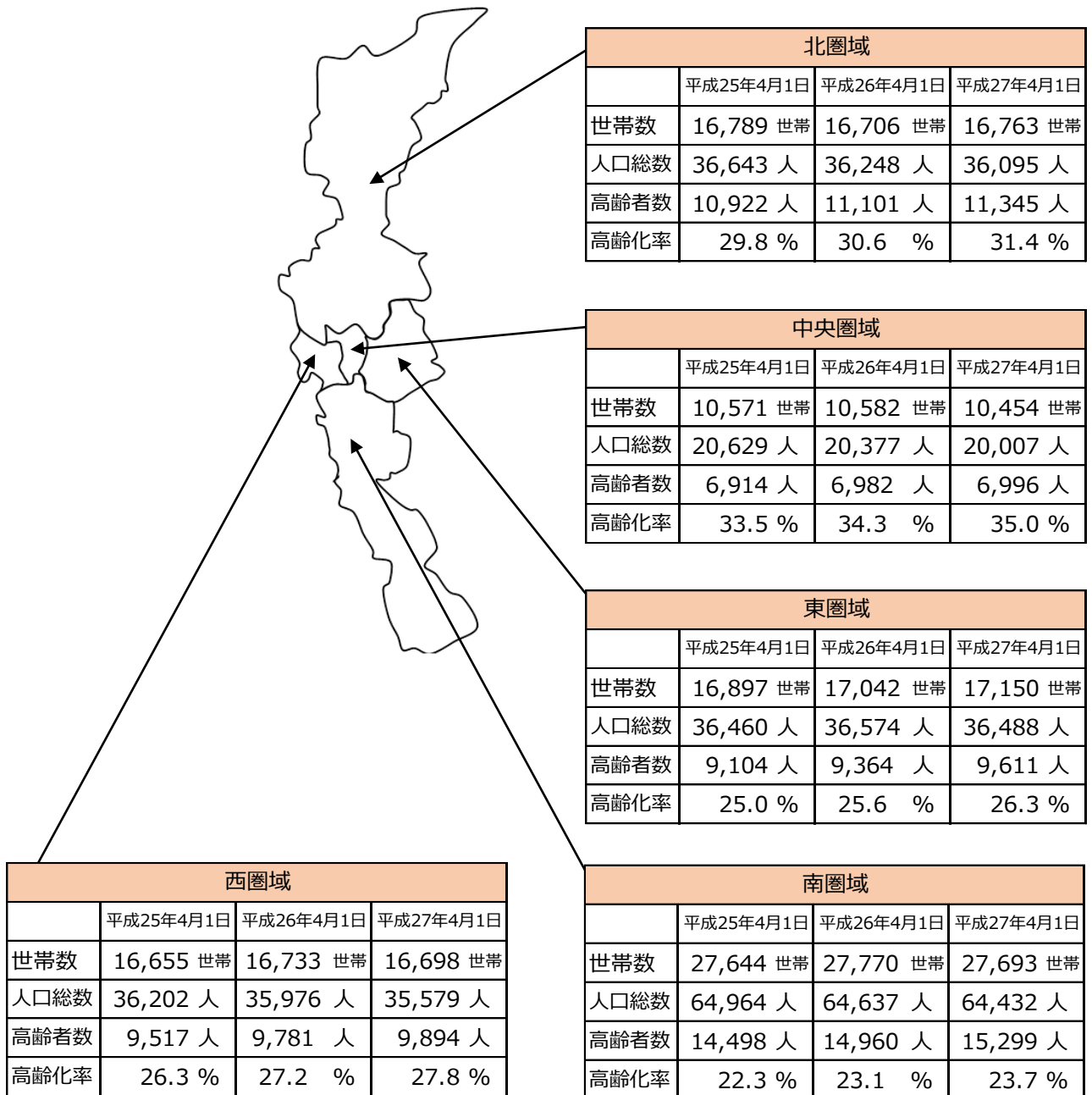
日常生活圏域	圏域内の地区自治会連合会の区分
西圏域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
中央圏域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区
北圏域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
南圏域	湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区
東圏域	琢美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区

(3) 日常生活圏域ごとの『地域密着型サービス』の整備状況

平成 27 年 10 月 1 日現在

第 5 次甲府市介護保険事業計画までの整備状況（施設数）						
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域	サービス事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	1	0	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	2	3	5	0	11
小規模多機能型居宅介護	1	3	0	1	1	6
認知症対応型共同生活介護	3	4	4	10	6	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	0	0	1	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	2	2	4	1	10
複合型サービス	1	0	0	1	0	2
圏域ごとの事業所数	9	12	9	22	9	61

(4) 日常生活圏域ごとの人口・高齢者数等の推移



(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用及び待機者状況

第6次計画における1月あたりの利用者の自然体推計値は、増加傾向にあります。第5次計画までの整備状況において、10事業所（合計定員272人分）が確保されることとなりますが、今後、利用者数は、合計定員を大きく上回ることが予測されています。

平成27年10月1日現在において、10事業所すべてに対して合計866人の待機者がいます。

	事業所名	圏域	定員	現員	性別		利用率	待機者数
					男性	女性		
1	特別養護老人ホーム わかやなぎ	西	29	29	6	23	100%	44
2	サテライト特養尚古園	中央	20	20	3	17	100%	64
3	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 事業所コステ・アソシア	中央	29	28	5	23	97%	245
4	特別養護老人ホーム 志麻の郷・湯村	北	29	29	11	18	100%	77
5	特別養護老人ホーム 和楽 WARAKU	北	29	28	2	26	97%	91
6	小瀬公園あかし	南	29	29	4	25	100%	146
7	特別養護老人ホーム オアシスやましろ	南	29	29	7	22	100%	94
8	地域密着型介護老人福祉施設 フォーリーブス甲府	南	29	29	8	21	100%	67
9	指定地域密着型介護老人福祉施設 コステ	南	20	19	6	13	95%	19
10	地域密着型介護老人福祉施設 パティオ蓬沢	東	29	29	6	23	100%	19
			272	269	58	211	99%	866

(6) 整備年度

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

Ⅲ 応募要件

応募事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 上記Ⅱ（①②）への応募にあたっては、社会福祉法に基づく社会福祉法人又はこれから社会福祉法人の設立を予定しているもの。
- (2) 上記Ⅱ②への単独応募にあたっては、法人格を有していること。
- (3) 介護サービスを提供するにあたり、必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営を行うことができること。
- (4) 介護保険法 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (5) 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び本市条例の基準を満たしているか、又は満たす見込みのあること。
- (6) 当該法人について、国税及び地方税の滞納がないこと。

- (7) 土地・建物について、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借契約期間は 10 年以上とし、契約期間満了時に双方意義ない場合には、契約が自動更新される旨の記載がある契約であること。また、国県の交付金に基づく市の補助金を受ける場合は、30 年以上の契約であること。
- (8) 高層の建築物でサービスの提供を行う場合は、3 階以下の階層で行うこと。
- (9) 新耐震基準（昭和 56 年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建築物については、指定までに耐震補強を行うこと。
- (10) 整備予定地の土地及び施設の確保や地域住民の理解が得られており、確実に実現可能な場所であること。また、地域との交流を図ることが期待できる場所であること。
応募にあたっては、開設予定地の地元自治会、近隣住民等に対し詳細な説明を行い、説明
況報告書（様式 10）を提出すること。

IV 指定候補者の選定

指定候補者は、甲府市地域密着型サービス指定候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、市長が決定します。

(1) 審査方法

①一次審査（適合審査）は、以下のことを審査します。

- ・応募申請書類に不備がないこと。
- ・介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
- ・本市が策定する整備計画及び公募要領に沿っていること。

②二次審査（書類審査、プレゼンテーション、面接考査）の選考は、以下のとおりです。

- ・応募申請書、プレゼンテーション及び面接考査の結果を評価し、別に定める指定地域密着型サービス指定候補事業者審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づいて採点を行い、選定委員会の委員の平均点が最も高い応募事業者を指定候補事業者として選定します。
- ・選考の結果、選定委員会の委員の平均点が配点の 60%未滿である場合には、応募事業者が 1 事業者の場合であっても、不選定とします。
- ・二次審査は、一次審査に合格した応募事業者を対象として行います。

(2) 事業提案書

①事業提案書に記載される内容は、事業候補者として選定された場合、実現可能であること。

②事業提案書については、（様式 4）を使用すること。

③事業提案書の評価項目については、審査基準表内の「評価項目に対する具体的な内容」について、提案をしてください。

提案内容については、フォント「HGS」ツツ M、ポイント「11」とし、具体的かつ簡潔に 30 ページ以内で記載してください。

④挙証資料（マニュアル、マニュアル（案）、実績等）がある場合は、実現可能性を判断する重要

な材料となるため必ず添付してください。

- ⑤プレゼンテーションについては、審査基準表のプレゼンテーション項目について行っていただきます。その際、事業提案書の記載と違う内容でのプレゼンテーションは行えません。
- ⑥事業提案書の具体的な内容の項目ごとに、応募事業者の事業に対する考え方、応募サービスに対しての理解度、記述の具体性、事業計画の内容等を総合的に審査し、採点を行います。
記載の無い項目は、評価を行えないこととなりますので、記載漏れ等には十分注意してください。

(3) プレゼンテーション及び面接考査

- ①開催日：平成 28 年 3 月 16 日～3 月 29 日（予定）
- ②方法：提案者のプレゼンテーション方式により、提出された書類に基づいて審査します。
※「プレゼンテーション実施要領」は、一次審査合格応募事業者に別途配布します。

(4) 事業者の決定

事業者の決定は、選定委員会において、選定された指定候補事業者を市長が決定します。

ただし、②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者の決定については、選定委員会の委員の平均点が配点の 60%以上の併設施設、単独施設の上位事業者の中から、併設施設の上位事業者を優先し市長が決定します。なお、当該事業者が、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点の併設施設の事業者を優先し、繰上げます。

※次点の併設施設の事業者の平均点が配点の 60%未満の場合は、配点の 60%以上を取得している単独施設の上位事業者を市長が決定します。

(5) 選定結果の通知と公表

- ①選定結果については、応募事業者に、平成 28 年 4 月中旬までに文書で通知する予定です。
- ②応募事業者ごとの採点結果の情報開示については、選定委員会の委員の平均点を甲府市ホームページにて掲載します。ただし、不選定となった応募事業者の名称は公表しないものとします。
- ③指定候補事業者については、応募事業者名と整備予定地を公表します。

(6) 選定の辞退及び取り消し

- ①選定後に辞退される場合は、辞退届けを速やかに本市に提出してください。
- ②選定を辞退した場合については、特別な事情があると本市が認めた場合を除き、第 6 次甲府市介護保険事業計画期間中の同一サービスの応募はできません。
- ③虚偽の記載や整備計画、甲府市地域密着型サービス指定候補事業者の公募に関する取扱要綱及びこの要領に関する重大な背任行為があった場合は、選定を取り消します。
- ④指定候補事業者は、応募申請書類の内容に沿って事業を実施することとします。なお、応募申請書類の内容と実際の事業計画に変更が生じた場合は、選定委員会の審議を経て、選定を取り消すことがあります。

⑤指定候補事業者の辞退又は選定の取り消しがあった場合については、次点の応募事業者を指定候補事業者とし、選定委員会の審議を経た上で選定します。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とし選定を取り消します。

V 補助金

施設整備にあたっては、「山梨県地域医療介護総合確保基金」を活用し補助を受けることができます。

補助内容や金額については、平成 27 年度のものであり、今後変更される場合もございます。

交付については、国県の予算の範囲内となることから、交付を受けられない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

●地域密着型サービス等整備助成事業（ハード）

区分	補助単価	単位
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,000～4,270 千円の範囲で知事が定める額	整備床数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,670 千円の範囲で知事が定める額	施設数

●介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（ソフト）

区分	補助単価	単位
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	621 千円の範囲内で知事が定める額	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,300 千円の範囲内で知事が定める額	施設数

VI 提案等のスケジュール

項目	内容	日程
1	公募要領の配布開始 (甲府市ホームページに掲載)	平成 27 年 11 月下旬
2	事業者公募説明会	平成 27 年 12 月 17 日
3	事業者応募申込書の提出期間	平成 28 年 1 月 5 日～2 月 19 日
4	一次審査	平成 28 年 2 月 22 日～3 月 9 日
5	二次審査（プレゼンテーション）	平成 28 年 3 月 16 日～3 月 29 日（予定）
6	選定委員会開催	平成 28 年 3 月下旬
7	整備予定事業者の決定	平成 28 年 4 月中旬
8	整備予定事業者の審査結果の通知	平成 28 年 4 月中旬
9	事業所指定及び開設時期	平成 28 年度中

※時間、会場については、決まり次第、甲府市ホームページに掲載します。

Ⅶ 応募に関する質問

(1) 質問の受付方法

公平を期すために窓口、電話等での個別の質問には一切答えられません。また、質問受付期間後の質問は一切受付できません。

「地域密着型サービス事業者応募に関する質問票」に簡潔に記入の上、E-mail またはFAXにより、事務局まで提出してください。質問の受付期限は、平成27年12月25日(金)午後5時00分までです。回答には相当程度の日数を要することから、期日には十分注意してください。

(2) 質問への回答

全体に係わるものと判断した場合は、平成28年1月5日までに、甲府市ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

Ⅷ 応募申請書に関する提出書類一覧

No.	書類名	内容等	様式
1	応募申請書	所定の様式	様式1
2	法人登記簿謄本	①3ヶ月以内に発行されたもの ②認可法人にあっては、法人設立認可証の写し	
3	定款	最新のもの・当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
4	開設スケジュール	土地、設計、工事など開設までのスケジュール	様式2
5	事業計画書	法人の概要、建築計画など	様式3
6	事業提案書	提案する事業に対する運営内容が分かるもの	様式4
7	資金計画書	提案する事業の資金計画書 (補助金の交付がないものとして作成)	様式5
8	資金収支見込書	提案する事業の収支見込書(資金・収入・人件費など)	様式6 様式6-1 様式6-2
9	管理者経歴書	①管理者経歴 ②実務経験証明書を添付してください	様式7
10	決算書等	①直近3年間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)等 ②補助金・融資・寄付等がある場合は過去3年間の内容 ③損害賠償発生時に対応が可能である書類 (損害保険証書等の写し)	
11	納税証明書	国税、県税、市税の過去の3年間の納税証明書(設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る過去3年間の納税証明書)	
12	就業規則等	①就業規則 ②雇入れ通知書(労働基準法施行規則第5条による書面) (①、②については、(案)の提出も可)	
13	施設計画概要	事業所予定地に関する位置図、配置図、平面図、立面図等 (用途・面積を明示したA4版のもの)	

14	土地関係書類	①土地登記簿謄本及び公図 ②土地譲渡確約書（寄付、購入の場合） ③賃貸借契約（確約）及び地上権設定契約（確約）書（借地、借家の場合）	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	苦情の対応策などの体制	様式8
16	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	従業員の勤務体制など	様式9
17	説明状況報告書	開設予定地の地元自治会、近隣住民等に対する説明状況	様式10
18	誓約書	介護保険法第78条の2第4号等に規定する誓約書	様式11
19	連携する訪問看護事業所一覧	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携型事業所の場合は、連携に係る契約書の写し又は同意書等の写しを添付してください	様式12

IX 提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

応募申請に関する提出書類一覧（上記Ⅷ）及び応募申請書例（資料1）をご参照ください。

①提出部数

- ・正1部
- ・副6部

※提出する書類の様式は指定されています。（甲府市ホームページからダウンロードしてください）

②提出期限

平成28年2月19日（金）午後5時00分まで

③提出方法

- ・事務局に事前電話予約の上、来庁してください。電話での予約がなく、担当者が不在の場合は、收受を保留とする場合があります。
- ・郵送による書類の受付はいたしません。

④提出先

下記Xに提出してください。

(2) 提案にあたっての注意事項

- ①提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- ②提出された書類は、原則返却できません。
- ③提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- ④提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- ⑤提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。

X 問い合わせ先（事務局）及び提出先
 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内 1-18-1
 福祉部長寿支援室介護保険課経営係
 TEL 055-237-5473
 FAX 055-236-0118
 E-mail kaigohoken@city.kofu.lg.jp

①指定地域密着型サービス指定候補事業者審査基準表
 （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

項目番号	評価項目	サービス区分	アポイント項目	評価項目に対する具体的な内容	着眼点
1	運営理念	共通	○	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性、目的及び運営方針など具体的に記載すること。
2	サービス種類ごとの評価	個別	○	ケアプラン（サービス計画）の作成 運営推進会議の設置及び活用に関する考え方 ユニットケア 看取り介護	※ 各項目ごとに、サービス提供事業者として事業に対する理解度及び提案内容について評価をしますので、できるかぎり詳細な記載をすること。
3	地域との連携	共通	○	地域との連携 地域住民に開かれた施設と認められるための方策 医療機関との協力体制	地域の行事や奉仕活動への参加、事業所主催の催し等について、具体的に記載すること。 地域住民への情報提供、ボランティア団体等の受入など具体的に記載すること。 夜間時等の緊急対応、病院との連携や支援体制など具体的に記載すること。
4	事業運営	共通		事業計画と収支計画の適正性 法人における長期的な経営能力	※別紙、提出書類内容により審査。
5	サービスの質の確保	共通		人員基準に対する事業者の方針 苦情・要望への対応 第三者評価に対する考え方 介護サービス情報の公表 市の指導・監督 認知症ケア 自立支援に対する手法 利用者の心身の状況等の把握 家族との連携、家族介護者への配慮 内容及び手続きの説明並びに同意	配置基準を踏まえ、配置基準を上回る人員の配置など具体的に記載すること。 対応するための措置、内容を踏まえた改善の仕組みなど具体的に記載すること。 評価結果を踏まえ、サービスの質の改善に向けた取り組みなど具体的に記載すること。 具体的な公表手段を記載すること。 市の指導・監督による、サービスの質の改善など具体的に記載すること。 認知症の理解、認知症に対する方策など具体的に記載すること。 利用者の自主性を引き出すための手法など具体的に記載すること。 サービス担当者会議の役割等、利用者の把握について具体的に記載すること。 家族との交流の機会を確保するなど具体的に記載すること。 利用申込者等に、サービスを選択するために必要な重要事項等の説明を行うなど具体的に記載すること。

6	利用者の尊厳と権利擁護	共通	○ 職員の守秘義務	業務上知り得た秘密を漏らすことがないような必要な措置など具体的に記載すること。
			○ 高齢者虐待防止	虐待についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
			○ 身体拘束廃止の取組み	身体拘束についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
7	利用者の安全確保	共通	○ 衛生管理	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。
			○ 事故防止及び発生時の対応	マニュアルの作成など具体的に記載すること。
			○ 利用者の防災対策	防災計画（夜間想定訓練等）の作成など具体的に記載すること。
8	従事者関係	共通	○ 人材確保と職員の育成	キャリアパス、接遇向上に関する取組みなど具体的に記載すること。
			○ 職員の健康管理とサービス提供時における職員の安全確保	定期健診の実施、研修等の活用など具体的に記載すること。
9	施設整備面	共通	○ 施設整備に対する事業者の方針	設備基準を踏まえ、設備基準を上回る整備など具体的に記載すること。
			○ 環境や立地条件	サービス提供を行う環境についての把握など具体的に記載すること。
			○ 施設の防災対策	非常時に備えた対策など具体的に記載すること。
			○ 安全で使いやすい施設環境に配慮する具体策	ユニバーサルデザインなど安全性の配慮など具体的に記載すること。
			○ 家庭的な生活空間を取り入れるための工夫や地域住民への説明	具体的に記載すること。
10	その他	共通	○ 日常生活圏域での施設運営	日常生活圏域内の状況把握、圏域における施設のあり方など具体的に記載すること。
			○ 現在までの福祉事業への関わり	運営実績・経験など具体的に記載すること。

③指定地域密着型サービス指定候補事業者審査基準表
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

項目番号	評価項目	サービス区分	評価項目	評価項目に対する具体的な内容	着眼点
1	運営理念	共通	○	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性、目的及び運営方針など具体的に記載すること。
2	サービス種類ごとの評価①	個別	○	オペレーターの役割	随時対応における判断能力、的確に対応できる十分な知識と経験のある者の必要性を認識し、その人材確保や人材育成など具体的に記載すること。
	サービス種類ごとの評価②	個別	○	事業に必要な機器等の確保	※ 各項目ごとに、サービス提供事業者として事業に対する理解度及び提案内容について評価をしますので、できるかぎり詳細に記載すること。
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	
				利用者が安心してサービス提供を受けるための留意点	
利用者家族の心身の負担軽減					
				「介護・医療連携推進会議」の設置及び活用に関する考え方	
4	事業運営	共通		事業計画と収支計画の適正性 法人における長期的な経営能力	※別紙、提出書類内容により審査。
5	サービスの質の確保	共通		人員基準に対する事業者の方針	配置基準を踏まえ、配置基準を上回る人員の配置など具体的に記載すること。
				苦情・要望への対応	対応するための措置、内容を踏まえた改善の取組みなど具体的に記載すること。
				介護サービス情報の公表	具体的な公表手段を記載すること。
				市の指導・監督	市の指導・監督による、サービスの質の改善など具体的に記載すること。
				認知症ケア	認知症の理解、認知症に対する方策など具体的に記載すること。
				自立支援に対する手法	利用者の自主性を引き出すための手法など具体的に記載すること。
				利用者の心身の状況等の把握	サービス担当者会議の役割等、利用者の把握について具体的に記載すること。
内容及び手続きの説明並びに同意	利用申込者等に、サービスを選択するために必要な重要事項等の説明を行うなど具体的に記載すること。				
6	利用者の尊厳と権利擁護	共通	○	職員の守秘義務	業務上知り得た秘密を漏らすことがないような必要な措置など具体的に記載すること。
				高齢者虐待防止	虐待についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
				身体拘束廃止の取組み	身体拘束についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
7	利用者の安全確保	共通	○	衛生管理	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。
				事故防止及び発生時の対応	マニュアルの作成など具体的に記載すること。
				利用者の防災対策	防災計画（夜間想定訓練等）の作成など具体的に記載すること。
8	従事者関係	共通		人材確保と職員の育成	キャリアパス、接遇向上に関する取組みなど具体的に記載すること。
				職員の健康管理とサービス提供時における職員の安全確保	定期健診の実施、研修等の活用など具体的に記載すること。
10	その他	共通		日常生活圏域での施設運営	日常生活圏域内の状況把握、圏域における施設のあり方など具体的に記載すること。
				現在までの福祉事業への関わり	運営実績・経験など具体的に記載すること。